

大井町お試し移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大井町（以下「町」という。）への移住を希望する者に対し、町の風土や生活を実際に体験できる機会を提供するために実施する、お試し移住体験事業（以下「移住体験」という。）の施行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者で、転勤、婚姻による転入者及び旅行での使用は除く。
- (2) お試し住宅 日常生活を営むための家具什器を備え、手軽に移住体験ができるように町が用意する住宅で、次に定めるところによる。

名称	所在地	構造
宮地お試し住宅	大井町金子2543番地3	木造2階建
赤田お試し住宅	大井町赤田696番地	木造平屋建

(暴力団の排除)

第3条 前条に規定する移住希望者は、次の各号に該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。
- (2) 大井町暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団等又は暴力団員等と親密な関係を有する者。

(体験の申込)

第4条 移住体験を希望する移住希望者は、町長に対し、大井町お試し移住体験申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

(体験の承諾)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときには、速やかにその内容を審査するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、支障がないと認めたときは、当該申込書を提出した移住希望者に対し、大井町お試し移住体験承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

(契約の締結)

第6条 承認書の交付を受け、お試し住宅の一時使用を希望する移住希望者（以下「使用者」という。）は、お試し住宅の一時使用に係る契約を「大井町お試し住宅一時使用契約

書」により締結するものとする。

(体験期間)

第7条 移住体験期間は2週間以上8週間以内とし、前条に規定する契約書により定める。

2 体験期間は、体験開始日の属する年度を超えることができないものとする。

(体験料)

第8条 移住体験料は、次の各号に掲げるとおりとする。

区分	期間	金額	摘要
体験料	2週間	20,000円	

2 使用者は前項の体験料を移住体験開始日の前日（前日が土日・祝日の場合はその前の平日）までに納付しなければならない。

3 前項の規定により納めた体験料は、これを還付しない。ただし、災害、疾病等町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 使用者は、お試し住宅内に備え付けられている備品については無料で利用することができるが、飲食、寝具及び日常生活にかかる消耗品等については、使用者が負担するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) お試し住宅を目的以外で使用し、他の用に供してはならない。

(2) 留守や就寝時に施錠するなどお試し住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(3) 火気の取扱いに注意するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4) 使用者は、お試し住宅周りの清掃を適宜行い、お試し住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(6) 移住体験期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちにお試し住宅の鍵を町長に返却すること。

(7) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(行為の制限)

第10条 使用者は、使用期間中において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 事業または営業を行うこと。

(3) 興行を行うこと。

(4) ペットを同伴すること。

(5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) 施設を増築又は改築すること。
- (11) その他お試し住宅の使用に相応しくない行為をすること。

(移住体験の承認の取り消し)

第 11 条 町長は、使用者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合においては、第 5 条の規定による承諾を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条の申し込み又は第 6 条の手続きに虚偽の事実があることが判明したとき。
- (2) 第 9 条及び前条の規定に違反する行為があったとき。

(明渡し)

第 12 条 使用者は、移住体験期間が満了したとき又は前条の規定により承諾が解除されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅を原状回復しなければならない。

(立入り)

第 13 条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、お試し住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損及び滅失したときは、ただちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(事故免責)

第 15 条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。